

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

世界の恒久平和の実現は京丹後市民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。

市は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、市民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

以下、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市民の安心・安全を確保するため、市における国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）の位置づけ、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。この場合、基本指針等も踏まえ、府国民保護計画に基づき作成するものとする。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【国民保護法第35条第2項各号に掲げる市国民保護計画に定める事項】

- 1 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 市町村が実施する第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 3 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

6 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村长が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、近隣市町のほか広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 京丹後市地域防災計画との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「京丹後市地域防災計画」に準じて対応する。

資料編・京丹後市国民保護協議会条例

・京丹後市国民保護協議会委員名簿

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、府、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。特に、海岸線を広く有する本市の特性を考慮して、効果的な住民の避難を図るため、近隣市町との連携体制の構築に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者、日本語の理解が不十分な外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

(10) 観光旅行者等への国民保護措置の適用

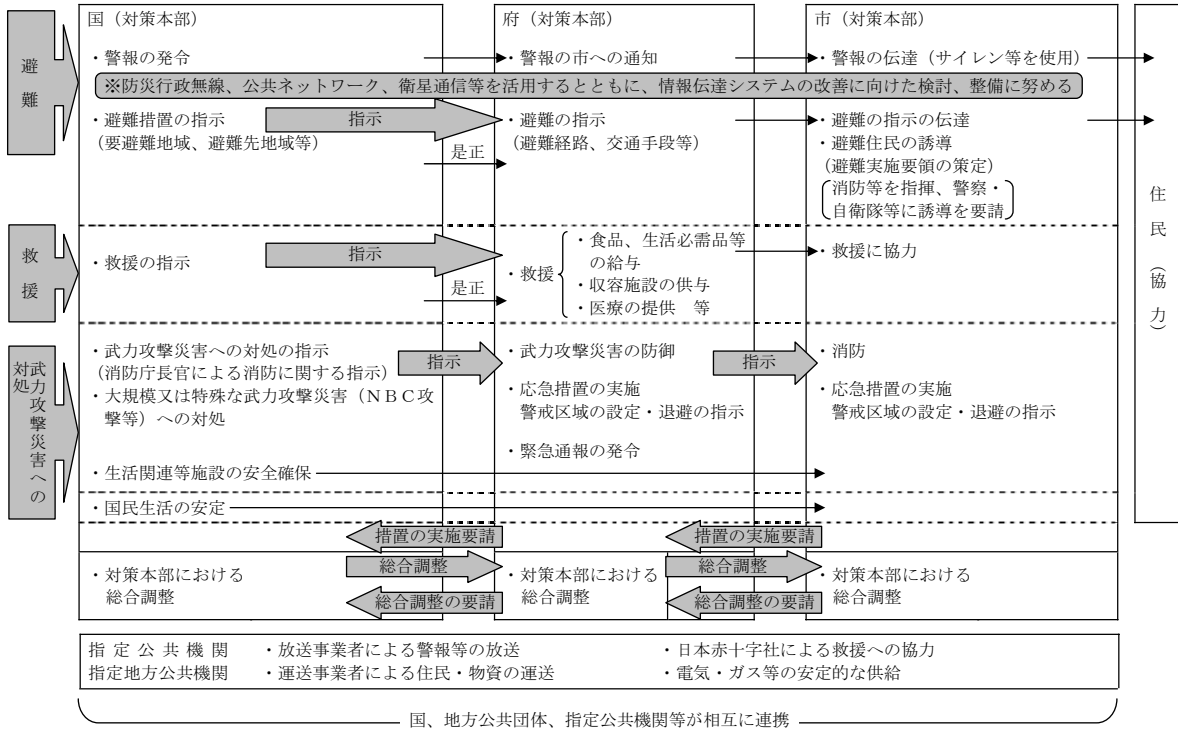
市は、海岸部の海水浴客、山間部のスキー客等、年間200万人を超える観光旅行者が訪れることから、これらの者についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、府、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

〈国民の保護に関する措置の仕組み〉



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、府、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
京丹後市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【府】

機関の名称	事務又は業務の大綱
京都府	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
大阪防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局（京都財務事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
京都労働局（丹後労働基準監督署）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
近畿農政局 （消費・安全部地域第2課（峰山庁舎））	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧

近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所峰山森林事務所)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 (近畿支部)	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化天然ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局 (福知山河川国道事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪管区气象台 (京都地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会 (京都放送局) 朝日放送(株) (株)毎日放送 関西テレビ放送(株) 読売テレビ放送(株) 大阪放送(株) (株)京都放送 (株)エフエム京都	1 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送
[バス事業者] 丹後海陸交通(株) [鉄道事業者] 北近畿タンゴ鉄道(株) [トラック事業者] 佐川急便(株) (関西支社) 西濃運輸(株) (京都支店) 日本通運(株) (京都支店)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

福山通運(株) (京都支店) ヤマト運輸(株) (京都主管支店) (社)京都府トラック協会	
西日本電信電話(株) (みやこ支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優 先的取扱い
関西電力(株) (京都支店)	1 電気の安定的な供給
(社)京都府エルピーガス協会	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社 久美浜郵便局 野中郵便局 弥栄郵便局 大宮郵便局 丹後郵便局 峰山郵便局 網野郵便局 丹後木津郵便局	1 郵便の確保
(社)京都府医師会	1 医療の確保
日本赤十字社 (京都府支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

2 関係機関の連絡先

資料編に掲げるとおりとする。

資料編・関係機関連絡先一覧

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置

本市は、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町の6町が平成16年4月1日に合併して誕生した市である。

京都府の最北端に位置し、西は兵庫県に接している。府庁所在地京都市（京都府庁付近）へ直線距離で約90km、最も近い府内の市である宮津市へ約15km、海上自衛隊基地もある舞鶴市へは約40kmの圏内にある。

〈隣接市町〉

東	宮津市、与謝郡伊根町
西	兵庫県豊岡市
南	与謝郡与謝野町（旧岩滝町、野田川町）、兵庫県豊岡市（旧出石郡但東町、出石町）
北	—

〈市の面積、ひろがり及び標高〉

面積	ひろがり		標高	
	東西	南北	最高	最低
501.84km ²	約35km	約30km	696.7m	0m

〈地域別面積〉

	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
面積	67.45km ²	68.93km ²	75.07km ²	64.96km ²	80.38km ²	145.05km ²

2 地形、地質

本市の地形は全体として丹後山地の地形区に属し、中央部以東は丹後半島の地形となっている。標高は南端部の山地付近及び丹後半島中央部に標高500m～600m前後の山地が連なり、これを取り巻いて標高200m～300m前後の低山地や丘陵地が分布し、全体として北部に向かって順次高度が低下し、北部の海岸で0mとなる。本市で最も標高の高い山は、高竜寺ヶ岳（旧久美浜町）で696.7mとなっている。これに次いで、太鼓山（旧弥栄町）が683.1m、磯砂山（旧峰山町）が661mなどの順となっている。

本市中央部には竹野川が流れ、南部に端を發して北流し日本海に注いでいる。本市の地形は全体として山地・丘陵地が卓越し平野が少ない。わずかに竹野川沿いや西部の川上谷川などの河川沿いの平野や、日本海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、久美浜には内湾性の久美浜湾があるほか、海岸部には砂州や浜などの海岸地形が一部にみられる。その他の海岸線は全般に急峻な山地が海に迫り、曲折した海岸線を形成して、岩浜などとなっている。

3 気候

市の気候は、典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては時雨や雪の日が多く、北西の風によってめまぐるしく変わる丹後特有の「うらにし」を生む。積雪は、山間部では1mに及ぶところもある。

アメダス（観測地：間人）によれば、1979～2000の間の年平均値は次表に示すとおりである。平均気温は15℃で、夏期の8月では26℃、冬期の1月で5℃と寒暖の差が大きい。

〈丹後地域の気象（年平均：月・年）〉

	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量
単位	℃	℃	℃	m/s	時間	mm
統計期間	1979～2000	1979～2000	1979～2000	1979～2000	1987～2000	1979～2000
資料年数	22年	22年	22年	22年	14年	22年
1月	5	7.2	2.8	3.9	52	212.8
2月	4.8	7.1	2.5	3.9	70.3	137.1
3月	7.6	10.4	5	3.4	122	117.6
4月	12.8	16.4	9.5	2.6	165.9	101.8
5月	17.1	20.7	13.8	2.1	168.1	140.9
6月	20.7	23.8	18.1	1.9	108.3	156
7月	24.6	27.5	22.3	1.7	135.7	163.7
8月	26.3	29.5	23.9	1.9	196.3	106.2
9月	22.6	25.2	20.4	2.5	131.1	194
10月	17.5	20	15.1	2.9	138.3	132.3
11月	12.7	15.1	10.2	3.2	96.5	154.3
12月	7.8	10.2	5.4	3.6	74	213.3
全年	15	17.8	12.5	2.8	1456.3	1849.9

資料) アメダス

間人（京都府）緯度：北緯35度44.2分／経度：東経135度05.2分

〈気象の極値〉

項目	極値（第1位）	年 月 日	統計期間
最高気温	37.9℃	1994年8月14日	1979/01～2005/01
最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1979/01～2005/01
最大風速	26m北東	2004年10月20日	1979/01～2005/01
日降水量	169mm	1990年9月18日	1979/01～2005/01
最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1979/01～2005/01
月間降水量の多い方	441mm	2001年1月	1979/01～2004/12
月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1979/01～2004/12
月間日照時間の多い方	284.9時間	1994年8月	1987/12～2004/12
月間日照時間の少ない方	30時間	1990年1月	1987/12～2004/12

資料) アメダス

間人（京都府）緯度：北緯35度44.2分／経度：東経135度05.2分

(年次別気候及び平成16年月別気候)

2004年の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

降水量は年間2000mmに達し、平均気温は16℃、平均風速2.8m/s、最多風向は北東などとなっている。

〈2004年の月別及び全年の気象〉

	降水量	最大 日 降水量	起日	最大 1時間 降水量	起日	平均 気温	最高 気温	起日	最低 気温	起日	平均 風速	最大 風速	風向	起日	日照 時間
単位	mm	mm	(月/日)	mm	(月/日)	℃	℃	(月/日)	℃	(月/日)	m/s	m/s		(月/日)	時間
1月	236	36	25日	8	26日	4.6	13	2日	-4.3	22日	3.8	13	西南西	22日	62.7
2月	171	29	22日	19	22日	6.7	21.2	22日	-1.1	7日	3.6	13	西南西	22日	125.4
3月	118	30	22日	8	4日	8.9	22.6	29日	-0.7	7日	3.2	15	北西	7日	163
4月	66	18	19日	7	19日	14.1	29.1	18日	5.6	4日	2.7	13	西	2日	217.5
5月	245	46	31日	15	16日	18.8	30.1	12日	11.3	2日	1.8	8	西	4日	155
6月	166	52	11日	10	11日	22	31.8	20日	14.8	2日	1.8	11	西	21日	191.6
7月	62	30	11日	22	11日	26.8	35.1	8日	19	2日	1.7	8	西南西	17日	242.2
8月	138	28	5日	20	15日	26.7	34.9	3日	20.8	15日	1.9	12	西	19日	208
9月	237	99	29日	25	29日	24.1	32.8	13日	18.4	22日	2.4	18	北北西	29日	140
10月	212	34	11日	27	6日	18	29.1	1日	11.2	28日	3.8	26	北東	20日	116
11月	127	21	1日	11	1日	14.8	23.4	11日	7.8	30日	2.8	14	西	26日	123
12月	316	40	31日	15	19日	9.8	19.5	4日	1	30日	3.8	13	北西	31日	79.2
全年	2094	99	9月29日	27	10月6日	16.3	35.1	7月8日	-4.3	1月22日	2.8	26	北東	10月20日	1823.6

資料) アメダス、間人 (京都府)

4 人口分布

(1) 人口と世帯

京丹後市の総人口は、平成17年国勢調査において62,724人。全体として減少傾向を示しており、昭和55年から平成17年の25年間で約14%の減少となっている。一方、世帯数は20,965世帯で、ほぼ1.09倍 (昭和55年国勢調査19,178世帯) となっている。

人口	世帯数	人口密度 (人/km ²)	平均世帯人員
62,724人	20,965世帯	125.0	3.0人

※ 国勢調査 (平成17年)

(2) 年齢階層別人口と地区別人口

京丹後市においても少子高齢化は進んでおり、平成7年には高齢者人口 (65歳以上) が年少人口 (14歳以下) を上回るに至っている。

地区別人口で見ると海岸部3地区が全体の過半数を占め、他の3地区合計をやや上回る。また、久美浜、網野地区を除く4地区を流れる竹野川流域に全体の4割の人口が居住する。

(単位: 上段 人、下段 %)

	総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
総数	65,578	13,564	10,805	16,056	7,164	6,132	11,857
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

14歳以下	10,646 (16.2)	2,251 (16.6)	1,909 (17.7)	2,590 (16.1)	1,089 (15.2)	1,037 (16.9)	1,770 (14.9)
15～64歳	38,332 (58.5)	8,109 (59.8)	6,536 (60.5)	9,730 (60.6)	4,020 (56.1)	3,428 (55.9)	6,509 (54.9)
65歳以上	16,600 (25.3)	3,204 (23.6)	2,360 (21.8)	3,736 (23.3)	2,055 (28.7)	1,667 (27.2)	3,578 (30.2)

※ 国勢調査（平成12年）

(3) 観光入込客

夏は海岸地域は海水浴、山間部はキャンプ、冬はカニ漁等の海の幸、山間部のスキーが主な観光資源として、年間観光入込客は約193万人。大部分は日帰り客（平成12年実績72.1%）である。

（単位：上段 人、下段 %）

	総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
総数	1,930,593 (100)	161,555 (100)	61,909 (100)	469,300 (100)	524,155 (100)	237,714 (100)	475,960 (100)
1月	142,696 (7.4)	7,692 (4.8)	6,324 (10.2)	50,150 (10.7)	28,652 (5.5)	19,835 (8.3)	30,043 (6.3)
2月	113,907 (5.9)	2,154 (1.3)	4,544 (7.3)	43,770 (9.3)	21,800 (4.2)	17,326 (7.3)	24,313 (5.1)
3月	116,106 (6.0)	4,421 (2.7)	6,164 (10.0)	40,100 (8.5)	28,750 (5.5)	15,319 (6.4)	21,352 (4.5)
4月	109,000 (5.7)	17,378 (10.8)	4,343 (7.0)	15,900 (3.4)	29,970 (5.7)	17,842 (7.5)	23,567 (5.0)
5月	179,714 (9.3)	10,682 (6.6)	4,917 (8.0)	24,000 (5.1)	53,787 (10.3)	31,195 (13.1)	55,133 (11.6)
6月	96,249 (5.0)	11,312 (7.0)	4,519 (7.3)	17,600 (3.8)	31,869 (6.1)	9,899 (4.2)	21,050 (4.4)
7月	230,768 (12.0)	16,820 (10.4)	5,256 (8.5)	53,100 (11.3)	77,334 (14.8)	20,174 (8.5)	58,084 (12.2)
8月	405,718 (21.0)	39,286 (24.3)	6,193 (10.0)	88,150 (18.8)	128,862 (24.6)	38,349 (16.1)	104,878 (22.0)
9月	125,965 (6.5)	10,932 (6.8)	4,252 (6.9)	25,300 (5.4)	38,773 (7.4)	20,432 (8.6)	26,276 (5.5)
10月	119,400 (6.2)	13,809 (8.6)	5,742 (9.3)	23,900 (5.1)	29,669 (5.7)	19,728 (8.3)	26,552 (5.6)
11月	164,190 (8.5)	26,111 (16.2)	5,138 (8.3)	42,900 (9.1)	33,626 (6.4)	15,989 (6.7)	40,426 (8.5)
12月	126,880 (6.6)	958 (0.6)	4,517 (7.3)	44,430 (9.5)	21,063 (4.0)	11,626 (4.9)	44,286 (9.3)

※ 平成17年観光入込客数 商工観光水産部資料

5 交通

(1) 道路

京丹後市の道路網は、国道178号、312号、482号が6町を環状に結び、これを補完する形で、主要地方道及び府道が整備されている。

一方、全体としての道路改良率が50%に満たないなど、低い整備状況にある。

(2) 鉄道

京丹後市の鉄道網は、一部区間を除き国道（178号又は312号）とほぼ平行して、北近畿タンゴ鉄道が大宮町～峰山町～網野町～久美浜町を結んで整備されている。この路線は、JR線に接続し、京都・大阪方面へ直通特急が運行されるなど、京阪神方面への主要なアクセスとなっている。

(3) バス

市内の生活路線バス交通は、全但バス(株)の運行する1路線と丹後海陸交通(株)の運行する15路線に加え、弥栄町2路線、久美浜町6路線を市営バス路線として運行している。

市営バスについては、弥栄町の2路線をタクシー会社に、久美浜町6路線はバス運行管理委託業者にそれぞれ委託しているが、くるま社会の進展により、生活路線バス、市営バス路線とも利用者は年々減少傾向にある。

6 港湾

本市は、一部港湾地域等を除き、その海岸線は、山陰海岸国立公園及び若狭湾国定公園に指定されている。

琴引浜、小天橋を始めとする美しい砂浜や景勝地として名高い経ヶ岬などがあり、管理上は国土交通省海岸（府管理）と琴引浜（市管理）、港湾と漁港の4つに大別される。

湊宮や後ヶ浜などの海岸では、浜辺の保全を目的に侵食対策として人工リーフや養浜工を実施している。

市内唯一の港湾である久美浜湾、また府下最大の淡水湖である離湖は、市民や観光客の交流・憩いの場として施設整備を行ってきたが、老朽護岸の更新を含め、今後も一層の整備を府に働きかける必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針に示されている。

〈4類型の武力攻撃事態の特徴と留意点〉

	特 徴	留 意 点
①着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。 	<p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
②ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダムなどに対する注意が必要である。 ○少人数のグループにより使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物取扱施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、放射性物質を混入した爆弾（以下「ダーティ・ボム」という。）が使用される場合がある。 	<p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と府、府警察及び国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
③弾道ミ	<ul style="list-style-type: none"> ○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及 	<p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>

サイ ル 攻 撃	<p>び対応が大きく異なる。</p> <p>○NBC弾頭は大量無差別の殺傷や広範囲にわたる汚染等を生じるとともに心理的にも大きな影響を及ぼし、大規模な被害を与える。</p> <p>○通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は極限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	
④航 空 攻 撃	<p>○弾道ミサイルの場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	<p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

2 緊急処理事態

(1) 緊急処理事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急処理事態の事態例として、次の4事態が基本指針に示されている。

分 類	事 態 例	被 害 の 概 要
攻 撃 対 象 施 設 等 に よ る 分 類	<p>○原子力事業所等の破壊</p> <p>○石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</p> <p>○危険物積載船への攻撃</p> <p>○ダムの破壊</p>	<p>① 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合は、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>② ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大となる。</p>
攻 撃 手	<p>○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破</p> <p>○列車等の爆破</p>	<p>爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合の人的被害は多大となる。</p>
	<p>○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</p> <p>○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</p> <p>○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p> <p>○水源地に対する毒素等の</p>	<p>① 一般に化学剤は、広範囲に拡散、低迷、滞留し、空気より重いサリン等の神経剤は無色無臭で目に見えず拡散し、被害が短時間で発生する。</p> <p>② 生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大し</p>

段 に よ る 分 類		混入	<p>ている可能性がある。</p> <p>③ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、放射能汚染を引き起こし、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</p>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<p>○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p> <p>○弾道ミサイル等の飛来</p>	<p>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>

3 市において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、市の区域における武力攻撃事態の具体の想定を行うことは困難であるが、市の地理的・社会的特性から、府と隣接する福井県の原子力発電所に対する攻撃や列車・観光地等へのテロ攻撃に留意する必要があると思われる。